

鳥栖市新型インフルエンザ等 対策行動計画

平成 26 年 11 月

鳥 栖 市

目 次

第一章 はじめに	1
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2 取組の経緯.....	1
3 行動計画の位置付け	3
4 対象とする感染症	3
第二章 基本方針	4
1 対策の目的と基本戦略	4
2 新型インフルエンザ等発生時の被害例.....	5
3 対策実施上の留意点（基本的な考え方）	7
4 対策推進のための役割分担.....	8
5 行動計画の主要6項目	11
(1) 実施体制.....	11
(2) 情報提供・共有	18
(3) 感染予防・まん延防止.....	19
(4) 予防接種.....	19
(5) 医療	23
(6) 市民生活及び経済活動の安定	23
6 発生段階	24
第三章 各発生段階における対策	25
1 未発生期	26
(1) 実施体制.....	27
(2) 情報提供・共有	27
(3) 感染予防・まん延防止.....	27
(4) 予防接種.....	30
(5) 医療	31
(6) 市民生活及び経済活動の安定	31
2 発生疑い期.....	34

(1) 実施体制.....	35
(2) 情報提供・共有	35
(3) 感染予防・まん延防止.....	35
(4) 予防接種.....	35
(5) 医療	35
(6) 市民生活及び経済活動の安定	36
3 海外発生期.....	37
(1) 実施体制.....	38
(2) 情報提供・共有	38
(3) 感染予防・まん延防止.....	38
(4) 予防接種.....	41
(5) 医療	42
(6) 市民生活及び経済活動の安定	42
4 国内発生早期.....	43
(1) 実施体制.....	44
(2) 情報提供・共有	44
(3) 感染予防・まん延防止.....	45
(4) 予防接種.....	47
(5) 医療	48
(6) 市民生活及び経済活動の安定	48
5 県内発生早期.....	51
(1) 実施体制.....	52
(2) 情報提供・共有	52
(3) 感染予防・まん延防止.....	52
(4) 予防接種.....	56
(5) 医療	57
(6) 市民生活及び経済活動の安定	57

6	県内感染期.....	60
	(1) 実施体制.....	61
	(2) 情報提供・共有.....	61
	(3) 感染予防・まん延防止.....	61
	(4) 予防接種.....	65
	(5) 医療.....	66
	(6) 市民生活及び経済活動の安定.....	67
7	小康期.....	71
	(1) 実施体制.....	72
	(2) 情報提供・共有.....	72
	(3) 感染予防・まん延防止.....	72
	(4) 予防接種.....	73
	(5) 医療.....	73
	(6) 市民生活及び経済活動の安定.....	74
	用語解説.....	75
	【資料 1】 鳥栖市新型インフルエンザ等対策本部条例.....	81
	【資料 2】 鳥栖市新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱.....	82

第一章 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しており、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

このような病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症（以下、「新型インフルエンザ等」という。定義については第一章第 4 項参照。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が制定、施行され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化が図られました。

2 取組の経緯

（1）国の取組

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年（2005 年）に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画¹」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定が行われました。

平成 21 年（2009 年）4 月にメキシコで確認されたインフルエンザ（H1N1）2009（当時の呼称は新型インフルエンザ（A/H1N1））の世界的大流行は、わが国においても発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計されており、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人²、死亡率は 0.16（人口 10 万対³）でしたが、諸外国と比較して低い水準にとどまりました。この際の対策実

¹ WHO Global Influenza Preparedness Plan” 平成 17 年（2005 年）WHO ガイダンス文書

² 平成 22 年（2010 年）9 月末時点のものです。

³ 各国の人口 10 万対死亡率 日本：0.16、米国：3.96、カナダ：1.32、豪州：0.93、英国：0.76、フランス：0.51
ただし、各国の死亡数に関してはそれぞれ定義が異なり、一義的に比較対象とならないことに留意が必要です。（厚生労働省資料による。）

施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等⁴について、多くの知見や教訓等⁴が得られました。国は、病原性が季節性並みであったインフルエンザ（H1N1）2009 においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などが見られたこともあり、平成 23 年（2011 年）9 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定しました。あわせて、病原性の高い新型インフルエンザ等が発生し、まん延する場合に備えるため、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年（2012 年）4 月に病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として特措法を制定するとともに、特措法第 6 条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が作成されました。

（2）県の取組

佐賀県（以下、「県」という。）においては、国と時を同じくして平成 17 年（2005 年）12 月に「佐賀県新型インフルエンザ対応行動計画」（以下、「旧県行動計画」という。）が作成され、その後も法改正等を踏まえ、順次、時機に応じた取組が行われました。

インフルエンザ（H1N1）2009 の病原性が季節性インフルエンザと同程度であったため、県では、別途対応指針を作成することにより旧県行動計画を弾力的に運用し、平成 23 年（2011 年）10 月に病原性・感染性の程度により、対策を柔軟に切り替えることができるよう旧県行動計画が改訂（第 4 版）されました。

その後、特措法、政府行動計画の内容を踏まえて、特措法第 7 条第 1 項にいう都道府県行動計画として内容を見直し、平成 26 年（2014 年）1 月に新たに「佐賀県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）が作成されました。

（3）市の取組

本市においても、平成 21 年 9 月に「鳥栖市新型インフルエンザ対応行動計画」（以下「旧市行動計画」という。）を作成しましたが、特措法に基づく政府行動計画及び県行動計画を踏まえて、特措法第 8 条第 1 項にいう市町村行動計画として内容を全般的に見直し、新たに「鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成しました。

なお、市行動計画の作成により旧市行動計画は廃止しますが、市行動計画は旧市行動計画の内容を踏まえて作成したものです。

この市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ見直す必要があるた

⁴ 新型インフルエンザ対策の検証結果は、平成 22 年（2010 年）6 月、厚生労働省新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議報告書として取りまとめられました。

め、政府行動計画及び県行動計画が変更された場合、随時適切に変更を行うものとします。

3 行動計画の位置付け

市行動計画は、特措法第 8 条の規定に基づき、本市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び本市が実施する発生段階ごとの措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画に基づくものです。

なお、関係する部署が、市行動計画を基にマニュアル等を作成するなど具体的な対応を図るものとし、この取り組みを推進するため、全庁が一体となり対策を実施することが必要です。

4 対象とする感染症

市行動計画の対象とする感染症は、以下のとおりです。

- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症⁵
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの⁶

鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないものの、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、政府行動計画の参考「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」に示されています。

⁵ 再興型インフルエンザ（過去に世界的流行（パンデミック）を起こし、長時間経過した後に再びまん延するインフルエンザ）を含むものとします。

⁶ 全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものに限りません。

第二章 基本方針

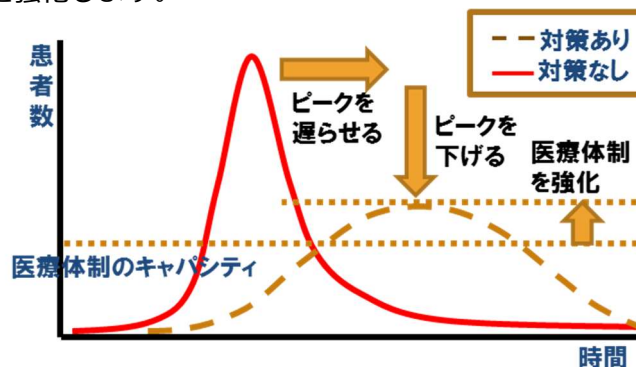
1 対策の目的と基本戦略

感染拡大のスピードを遅らせ、感染者・患者数をできるだけ低い水準に抑制・推移させ、医療体制を強化することで、医療提供体制を確保するとともに、まん延防止対策をとり、市民等の生命及び健康を保護し、市民生活や経済活動に及ぼす影響が最少となるよう対策を行います。

ただし、インフルエンザ（H1N1）2009 対応の検証を踏まえ、疾患の最新の知見に基づき対策を柔軟に切り替えることで、対策による社会・経済活動への影響の最小化を図ります。

（1）医療提供体制の確保

感染拡大のスピードを遅らせ、感染者・患者数をできるだけ低い水準に抑制・推移させるとともに、医療体制を強化します。



（2）市民生活や経済活動の安定

多くの市民がり患し、企業活動の停止等による社会的混乱を避けるため、感染予防・まん延防止対策の実施とともに、医療の提供の業務や市民生活・経済活動の安定に寄与する業務の維持に努めます。

（3）対策の切替による社会・経済の安定機能への影響の最小化

感染予防・まん延防止対策の実施により、人権が過度に制約されたり、市民生活・経済活動への影響が過大にならないよう、国・県の要請に基づき、対策を柔軟に切り替えます。

2 新型インフルエンザ等発生時の被害例

(1) 被害例

新型インフルエンザは、飛沫感染や接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されています。

市行動計画の作成に当たっては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、1つの例として以下のように被害を想定⁷しましたが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要です。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性⁸や感染力⁹等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されます。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。

項目	鳥栖市		佐賀県		全国	
医療機関受診者数 (感染率 25%以上)	約 7,280 人～約 14,000 人		約 8.7 万人～約 17 万人		約 1,300 万人 ～約 2,500 万人	
病原性(国の区分)	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約 300 人	約 1,120 人	約 3,500 人	約 1.3 万人	約 53 万人	約 200 万人
一日最大入院患者数	約 60 人	約 220 人	約 680 人	約 2,600 人	約 10.1 万人	約 39.9 万人
死亡者数	約 100 人	約 360 人	約 1,100 人	約 4,300 人	約 17 万人	約 64 万人

※中等度：アジアインフルエンザ相当（致死率 0.53%）、重度：スペインインフルエンザ相当（致死率 2%）

⁷ 全国の数字は、米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて推計されています。

⁸ 感染者に病気を起こすかどうかの性質のことであり、その毒性により、病原体が感染したときどのくらい感染症をおこしやすいか、また発病したときにどのくらい重症化しやすいかという力の強さを高低で示します。重症者数・死亡者数を決める要因となります。

⁹ 感染者から他の免疫のない人に感染させる能力のことであり、感染者数を決める要因となります。

※治療薬・ワクチン等の介入効果、国内の医療体制、衛生状況等はいずれも考慮していない。

※鳥栖市人口7.2万人として国の想定をもとに推計〔(鳥栖市) \div (全国) \times 0.00056〕

※佐賀県の数字は県行動計画〔(佐賀県) \div (全国) \times 0.0067〕、全国の数字は政府行動計画による。

過去において発生した新型インフルエンザの致死率には違いがあり、これはウイルスの特性とそのときの治療薬等の医療体制を含めた環境因子が関係すると考えられています。そのため、現代の日本において新型インフルエンザが発生した場合の致死率は、必ずしもスペインインフルエンザ並み（致死率2%）になるとは限りません。

このように被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととします。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があることから、特措法の対象とされたところです。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなります。このため、今までの知見に基づき、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置いた検討等が必要です。

(2) 社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、政府行動計画の記述をもとに、以下のような影響が1つの例として想定されます。

ただし、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考にしており、治療薬・ワクチン等の介入効果、医療体制、衛生状況等は考慮していません。

ア り患状況

住民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患。り患者は1週間から10日程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。

イ 欠勤状況

ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は5%程度と考えられていますが、従業員自身のり患のほか、家族の世話や看護等（学校・保育施設等の臨時休業や家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者等がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤します。

3 対策実施上の留意点（基本的な考え方）

新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策が的確かつ迅速に実施できるよう万全を期し、次の点に留意します。

（１）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、特措法第 5 条の規定に基づき、基本的人権を尊重するとともに、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとしします。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

（２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないことも考えられます。したがって、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要があります。

（３）関係機関相互の連携協力の確保

鳥栖市新型インフルエンザ等対策本部¹⁰（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部および県現地対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

市対策本部長は、県対策本部長に対して、必要がある場合には、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

（４）記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階から、対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表します。

¹⁰ 特措法第 34 条

4 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しており¹¹、以下の取組等を行うとしています。

- ・ ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めること。
- ・ WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努めること。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進すること。
- ・ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくこと。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進すること。
- ・ 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進めること。

(2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有しており¹²、以下の取組等を行うとしています。

- ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を果たすこと。
- ・ 市町と緊密な連携を図ること。

¹¹ 特措法第3条第1項

¹² 特措法第3条第4項

(3) 市の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有しており¹³、以下の取組等を行います。

- ・市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。
- ・対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図り行います。

(4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められ、以下の取組等を行うとしています¹⁴。

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力すること。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努めること。

(5) 指定（地方）公共機関¹⁵の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時には、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有しており、以下の取組等を行うとしています。

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、内閣総理大臣（指定地方公共機関

¹³ 特措法第3条第4項

¹⁴ 特措法第3条第5項

¹⁵ ①指定公共機関（特措法第2条第6号）

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公共的事業を営む法人で、政令で定めるもの。基本的には全国的見地から指定することを想定しており、少なくとも2以上の都道府県にまたがるものとされています。（例：日本医師会、日本赤十字社、日本銀行、日本放送協会、日本郵便（株）、九州電力（株）、九州旅客鉄道（株）、日本航空（株）、ヤマト運輸（株）、化学及血清療法研究所など）

②指定地方公共機関（特措法第2条第7号）

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公共的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。（例：佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会、佐賀県薬剤師会、佐賀県看護協会、佐賀大学、やよいがおか鹿毛病院、鳥栖ガス（株）、佐賀県LPガス協会、佐賀県バス・タクシー協会、佐賀県トラック協会、佐賀県医療センター好生館など）

にあつては県知事)に報告し、関係自治体に通知すること。

(6) 登録事業者の役割

登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、以下の取組等を行うとしており、特措法第28条に規定する特定接種の対象となります。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うこと¹⁶。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めること。

(7) 一般の事業者の役割

一般の事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められており、以下の取組等を行うとしています。

- ・ 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。
- ・ 特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます¹⁷。

(8) 市民の役割

市民は、新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めること¹⁸が求められており、以下の取組等を行うとしています。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用¹⁹、咳エチケット、手洗い・うがい²⁰等の個人レベルでの感染対策を実践すること。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めること。

¹⁶ 特措法第4条第3項

¹⁷ 特措法第4条第1項及び第2項

¹⁸ 特措法第4条第1項

¹⁹ マスクを着用することで周囲の方など他者への感染を減らすことができます。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もありますが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていません。

²⁰ うがいについては、風邪等の上気道感染症予防への効果があるとする報告もありますが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていません。

5 行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の目的及び戦略を実現する具体的な対策について、(1) 実施体制、(2) 情報提供・共有、(3) 感染予防・まん延防止²¹に関する措置、(4) 予防接種、(5) 医療、(6) 市民生活及び経済活動の安定の6項目に分けて作成しています。

各項目の対策については、第三章において発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点については以下のとおりとします。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があります。

このため、県及び他の市町等と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められます。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、「鳥栖市新型インフルエンザ等対策推進会議」や県が設置する「鳥栖三養基地区健康危機管理対策委員会²²」等を通じ、事前準備の進捗を確認し、一体となった取組を推進することとします。

新型インフルエンザ等が発生した、若しくはそのおそれがある場合は、市の情報収集体制を強化し、国・県等との連携を図り、必要な対策を実施します。

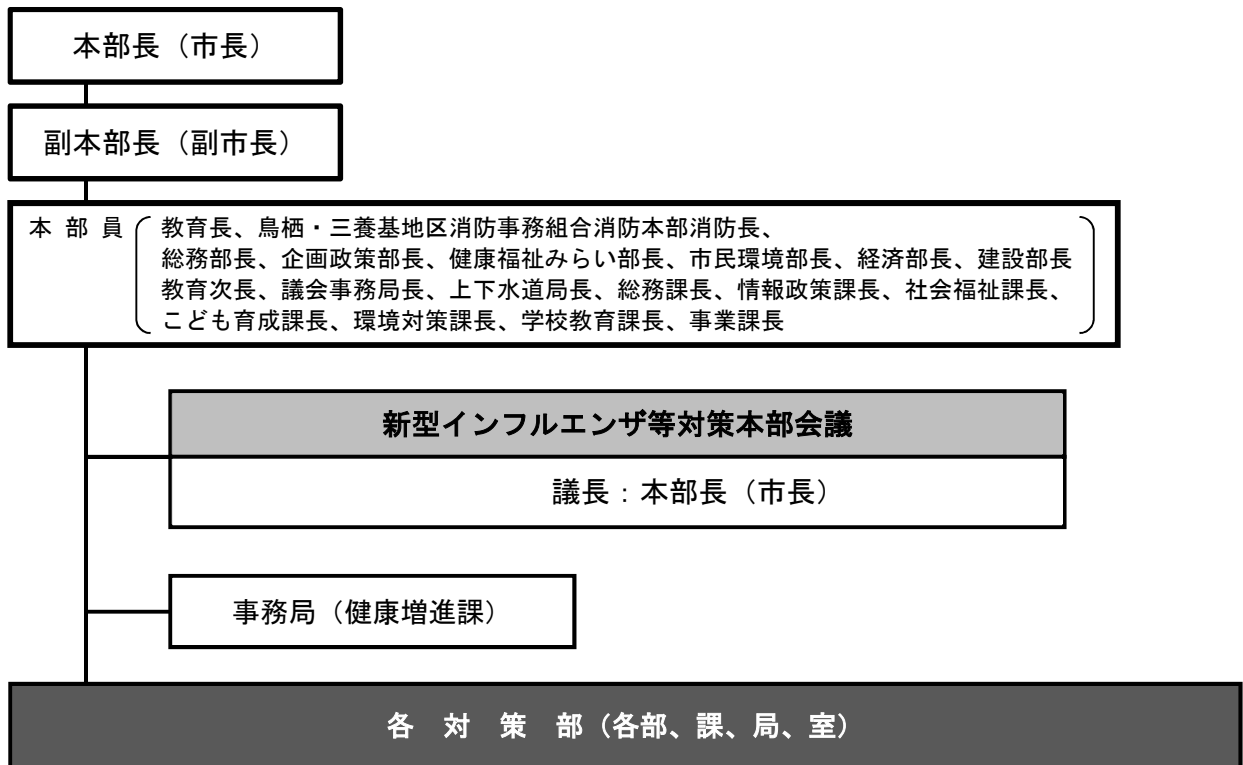
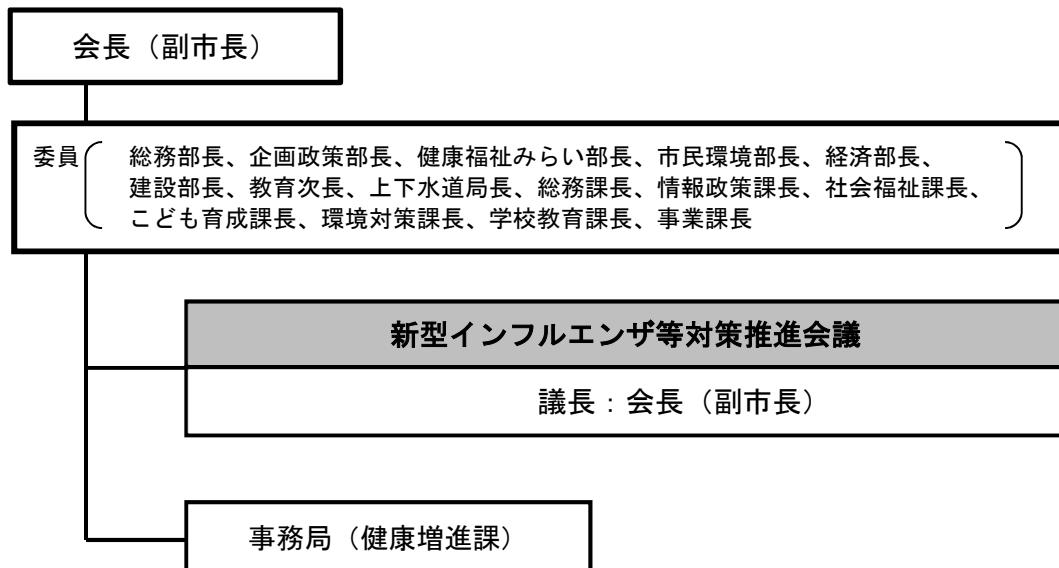
また、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、国は特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行う²³とされており、緊急事態宣言が行われたときは、市一体となった対策を強力に推進するため、鳥栖市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、速やかに市対策本部を設置します²⁴。

²¹ まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくすることです。

²² 鳥栖保健福祉事務所が設置している委員会で、鳥栖三養基地区の健康危機管理に関係する機関の連携を強化し、有事に際して一致協力して対応する体制の確立を図ることを目的としています。

²³ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することとなります。なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において、別途個別に決定されます。

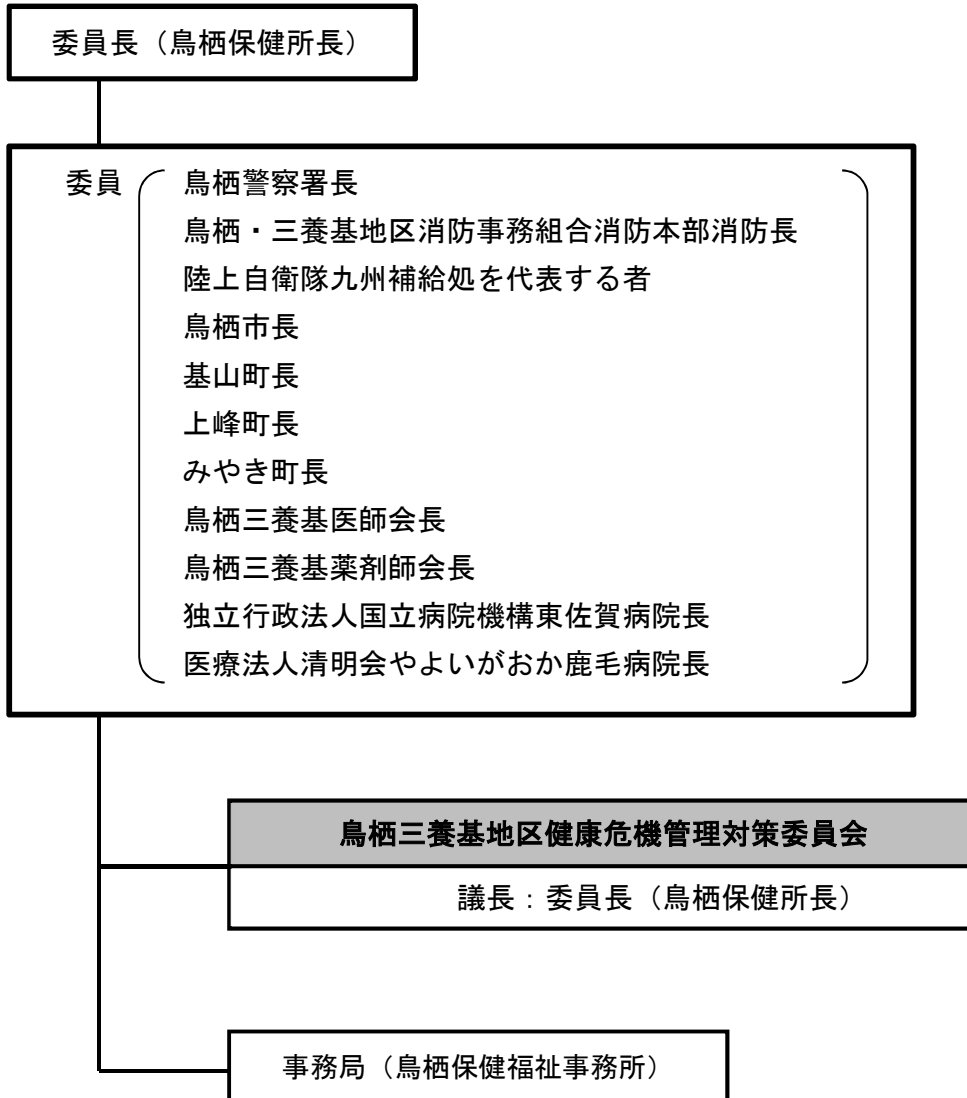
²⁴ 特措法第34条

① 鳥栖市新型インフルエンザ等対策本部²⁵組織図② 鳥栖市新型インフルエンザ等対策推進会議²⁶組織図

²⁵ 特措法第 35 条、鳥栖市新型インフルエンザ等対策本部条例

²⁶ 鳥栖市新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱

【参考】鳥栖三養基地区健康危機管理対策委員会組織図



③ 各対策部の役割

対 策 部 課 等 名		新型インフルエンザ等対策に伴う業務
各 部 共 通		<ul style="list-style-type: none"> ● 所管事務の業務継続を含む対策の実施及び調整に関すること ● 職員の啓発、感染防御（家族を含む）指導に関すること ● 所属職員の出勤状況の把握に関すること ● 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること ● 外郭団体、関係団体、組織への情報提供、連絡体制と体制づくりや対策の指導、営業自粛や休業指導に関すること ● 新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録の作成、保存に関すること ● 物価の安定、物資の安定供給に関すること ● 他部との連携に関すること ● 他部への支援に関すること
総 務 部	総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 全庁的な業務継続に関すること ● 全庁的な業務応援体制の調整に関すること ● 全職員・部内職員の勤務体制に関すること ● 職員の予防接種（特定接種）、健康管理に関すること
	財 政 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等対策経費の確保に関すること ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	契 約 管 財 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎機能の維持に関すること ● 庁舎内の感染予防及びまん延防止策に関すること ● 公用車の管理に関すること
	庁 舎 建 設 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
企 画 政 策 部	総 合 政 策 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 部内職員の勤務体制に関すること ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	情 報 政 策 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連情報の広報に関すること ● 報道機関との連絡調整に関すること ● 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること

健康福祉みらい部	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 部内職員の勤務体制に関すること ● 所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること ● 要援護者への支援に関すること
	こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること（幼稚園等も含む） ● 地域保育計画、緊急保育計画に関すること
	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等対策本部事務局の運営に関すること ● 新型インフルエンザ等対策推進会議事務局の運営に関すること ● 新型インフルエンザ等に関する情報の収集・整理に関すること ● 近隣市町及び関係機関との連絡調整及び情報伝達に関すること ● 他市町、他機関からの援助申出に関すること ● 医療機能の維持に係る情報の収集・整理に関すること ● 鳥栖市休日救急医療センターの診療継続に関すること ● 新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること ● 新型インフルエンザ等の感染予防に必要な情報の提供に関すること ● 電話相談に関すること ● 地域での医療提供体制に関すること ● 予防接種（住民接種）に関すること ● 医療廃棄物の処理に関すること ● 感染防御資器材等の購入・備蓄・管理に関すること ● 市民の社会活動の自粛要請に関すること ● 新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録の取りまとめ、公表に関すること ● 視察者の応接に関すること ● 所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること
	文化芸術振興課	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること

市民環境部	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> ● 部内職員の勤務体制に関すること ● 所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること ● 旅行者、外国人への多言語による情報提供に関すること ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋火葬の許可に関すること ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	環境対策課	<ul style="list-style-type: none"> ● 火葬処理機能の確保に関すること ● 遺体の処理、安置に関すること ● 遺体の埋火葬に関すること ● 可燃ゴミ等の回収機能の確保に関すること ● 可燃ゴミ等の処理事業者への事業継続等の要請に関すること ● 汚染物質等の収集処理に関すること ● ゴミの排出量削減に関すること ● 所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること
経済部	商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ● 部内職員の勤務体制に関すること ● 商工事業者への感染予防及びまん延防止に関する啓発・要請に関すること ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	農林課	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること ● 農林事業者への感染予防及びまん延防止に関する啓発・要請に関すること ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること

建設部	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅入居者の情報収集・伝達に関すること ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	国道・交通対策課	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
出納室	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること 	
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●議員への情報提供に関すること 	
選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること 	
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること 	
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること 	
教育委員会事務局	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ●局内職員の勤務体制に関すること ●所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること
	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒、教職員等の健康管理及び家庭の啓発、相談、指導に関すること ●所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること
	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ●所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
上下水道局	管理課	<ul style="list-style-type: none"> ●局内職員の勤務体制に関すること ●新型インフルエンザ対策に伴う業務の応援に関すること
	事業課	<ul style="list-style-type: none"> ●上下水道機能の確保に関すること ●所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

国家的な危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策のすべての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人間でのコミュニケーションが必須です。コミュニケーションは双方向性のものであることから、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報を受け取る側の反応の把握までも含むということに留意が必要です。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられます。そのため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、情報を受け取る側に応じた情報提供を行うため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行うことが求められます。

ウ 発生前における市民等への情報提供

適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生したときに市民に正しく行動してもらう上で必要です。

そのため、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報などを市民のほか、関係機関等に情報提供していきます。特に児童、生徒等に対しては、学校が集団感染の発生場所として、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康増進課と教育委員会等は連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要です。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行っていきます。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、で

きる限り迅速に情報提供を行います。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを広く伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要です。

（３）感染予防・まん延防止

新型インフルエンザ等の感染予防・まん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにもつながります。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行いますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、県に合わせて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

（４）予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの２種類があります。

ア 特定接種

（ア）特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条の規定に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のことです。

（イ）対象となり得る者

- a 厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う

事業者に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

なお、市が実施する特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当するものになります。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務 (=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)
区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる市民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や市の危機管理に関する職務
区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(参考) 上記に該当する具体的な職務（国予防接種に関するガイドライン別添一部改変）

特定接種の対象となり得る職務	職 種	区 分
市対策本部の意思決定に関する事務	市対策本部員	区分1
市対策本部の事務	市対策本部事務局職員	区分1
市民への予防接種	市保健センター職員	区分1
新型インフルエンザ等対策に必要な市の予算の議決、議会への報告	市議会議員	区分1
市議会の運営	市議会関係職員	区分1
救急、消火、救助等	消防職員、消防団員、救急搬送事務に従事する職員	区分2
新型インフルエンザ等医療型	休日救急医療センター職員	区分3
火葬・墓地管理業	火葬場・墓地に従事する職員	区分3
産業廃棄物処理業	医療廃棄物処理業に従事する職員	区分3
上水道業	上水道業に従事する職員	区分3
用水供給業	用水供給業に従事する職員	区分3
下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業	下水道業に従事する職員	区分3

(ウ) 基本的な接種順

- 基本的な接種順は、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の従事者の順となります。

(工) 柔軟な対応

発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性やその際の社会状況等を、政府対策本部により総合的に判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定されます。

(オ) 接種体制

a 実施主体

- (a) 国 登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (b) 県 新型インフルエンザ対策の実施に携わる県職員
- (c) 市 新型インフルエンザ対策の実施に携わる市職員等

b 接種方法

- (a) 原則として集団的接種とします。
- (b) 接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の整備を図る必要があります。

イ 住民接種

(ア) 種類

a 臨時の予防接種

緊急事態宣言がなされている場合、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種として実施することとなります。

b 新臨時接種

緊急事態宣言がなされていない場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種として実施することとなります。

(イ) 対象者の区分

以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としていますが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応することとなります。

- ①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者²⁷、妊婦）
- ②小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③成人・若年者
- ④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

(ウ) 接種順位の考え方

新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、やわが国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定されることとなります。

(エ) 接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保することとなります。

ウ 留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、そ

²⁷ 基礎疾患により入院中又は通院中の者をいいます。平成 21 年（2009 年）のパンデミック時にとりまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、発生時に国が基準を示します。

の際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施されることとなります。

工 医療関係者に対する要請

市は、必要があると認めるときは、特措法第 31 条第 5 項の規定に基づき、県に対し、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示を行うよう要請します²⁸。

(5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるといふ目的を達成する上で、不可欠なものです。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

市は、県等と連携して医療に関する情報を積極的に収集し、市民に情報提供するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

(6) 市民生活及び経済活動の安定

新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われていています。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び経済活動への影響を最小限とできるよう、市は、国、県、他の市町村、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う必要があります。

また、新型インフルエンザ等が発生したときは、必要に応じて下記の取組等を実施・強化・継続する必要があります。

- ①要援護者への生活支援
- ②遺体の火葬・安置
- ③ライフラインの維持（上下水道、ごみ処理等）
- ④生活関連物資の価格の安定等
- ⑤緊急保育の実施

²⁸ 特措法第 31 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項、第 46 条第 6 項

6 発生段階

新型インフルエンザ等の発生状況に応じた対策を効果的に実施するため、発生段階については県の設定に従うこととし、次の表のとおりとします。なお、県内発生後の発生段階は、県の新型インフルエンザ等医療機能等専門家会議の意見を踏まえ、県が判断し公表することとなります。

発生段階（国）	発生段階（県）	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
	発生疑い期	海外で新型インフルエンザ等の発生疑いが生じた状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内（隣県含む）で発生がない状態
	県内発生早期	県内（隣県含む）で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内感染期	県内感染期	県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなってから、流行が終息するまでの状態
	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
—	再燃期	患者の発生が再び増加傾向を示した状態

※アンダーラインは県独自の考え方により整理したもの

第三章 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要 6 項目の個別の対策を示します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することになっていることから、市においても、この「基本的対処方針」に沿って対策を実施します。

なお、個々の対策の具体的な実施時期は、段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。

対策の実施や縮小・中止時期の判断方法については、必要に応じて、国が定めたガイドライン等を参考にすることとします。

1 未発生期 =====

〔概要〕

ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態

イ 目的

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

ウ 対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等を継続的に行う。

(1) 実施体制

ア 市行動計画の作成

市は、特措法第 8 条の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成し、必要に応じて見直します。

また、市の行政機能を維持し、市民生活に及ぼす影響を最小限にとどめるため、業務継続計画等を作成します。

イ 国・県との連携強化

市は、「鳥栖市新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）」や県が設置する「鳥栖三養基地区健康危機管理対策委員会」等を通じ、県、関係機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します²⁹。

(2) 情報提供・共有

ア 体制整備等

- ・市は、発生前から情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努めます。また、関係部局間での情報共有体制を整備します。
- ・市は、鳥栖保健福祉事務所との連携の下、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整備します。
- ・市は、発生前から国、県、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施します。
- ・市は、新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて相談窓口等を設置する準備をします。
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、広報体制について検討を行います。

(3) 感染予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

市は、感染予防のため、県と連携し、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等の普及を図ります。また、自らの発症が疑わしい場合は、県新型インフルエンザ等コールセンター（以下「県コールセンター」という。）

²⁹ 特措法第 12 条

に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えることについて平時から理解促進を図ります。

なお、在宅要援護者等、従来の方法では情報が届きにくい方に対しても可能な限りの手段を用いて情報が提供できるよう検討を行います。

【個人に対して周知する情報】

①季節性インフルエンザ対策（手洗い、うがい、咳エチケット、ワクチン接種）の周知

②新型インフルエンザ等についての基本的な知識

③新型インフルエンザ等に対する感染予防・まん延防止対策の周知

- ・ 基本的な感染対策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等）の勧奨
- ・ 緊急事態宣言がなされた場合の不要不急の外出自粛要請
- ・ 緊急事態宣言がなされた場合の公共交通機関の不要不急の利用抑制
- ・ 緊急事態宣言がなされた場合の住民予防接種の実施

④県コールセンター（専用回線 TEL 0120-82-1025）の周知

⑤緊急事態宣言がなされた場合の施設の使用制限要請等についての周知

⑥平常時における食料・生活必需品の備蓄に関する勧奨

⑦その他新型インフルエンザ等発生時に市や県が実施する対策の周知と協力要請

イ 多数の者が利用する施設への情報提供・準備要請

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所その他多数の者が利用する施設に対し、県が実施する施設の使用制限要請等の情報を提供するとともに、施設内における感染予防・まん延防止対策や施設運営について定める事業継続計画等を策定する等、必要な事前準備を行います。

ウ 施設の使用制限等への対応体制の整備

県内に緊急事態宣言がなされ、県が地域を指定して市民の外出自粛要請を行うこと、また、積極的に当該地域の全ての学校・保育所・通所社会福祉施設等の使用制限要請を行うことについて、市は、県からの要請に基づき、各施設に事前に周知し、共通認識のもと必要な体制の整備を行います。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し必要な体制の整備を行うよう要請します。

エ 学校等の一時的な休業時の連絡体制の整備

市は、県からの要請に基づき、市立の学校等における家庭との連絡体制を予め整備し、施設の使用制限要請に基づく一時的な休業の実施中における生徒等の健康状態や家庭の状況について把握できるよう体制を整備します。併せて、臨時休業中における学習指導についても検討します。

オ 通所施設における保護者等への情報提供・準備要請

市は、県からの要請に基づき、保育所・通所社会福祉施設等の通所施設において、一時的に休業を実施することについての必要性や、育児・介護のために就労できない状況が生じることについて、保護者・家族の理解を得るように努めるとともに、一時的な休業中の子ども・利用者の感染予防に配慮した家庭での過ごし方等について、あらかじめ家庭で話し合うことを保護者・家族に提案します。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し保護者等への情報提供や提案を行うよう要請します。

カ 地域保育計画の策定

市は、県からの要請に基づき、新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、保育所の継続的運営が確保されるように、休園保育所を地域で相互補完するための地域の保育計画を策定します。

〔事前に検討すべき地域の保育計画〕

- ①保育士が確保できないなど休園せざるを得ない状況において、保育機能を確保するため、休園保育所を補完する近隣の施設等との緊急時における協力体制の整備など。
- ②保健センター等の地域資源を活用した一時預かり体制の検討

キ 学校、保育所、社会福祉施設等における集団感染発生時の報告体制の整備

市は、県からの要請に基づき、学校、保育所、社会福祉施設等の施設内で集団感染が発生したときに、速やかに県現地対策本部に報告（施設別発生報告）を行える体制を整備します。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し体制を整備するよう要請します。

ク 感染防御資器材等の供給体制の整備

県では、国の仕組みを活用して、感染防御資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握するよう努めるとしてあります。

市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

(4) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

市は、県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集することに努めます。

イ ワクチンの供給体制

県では、国からの要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を整備するとしています。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集します。

ウ 基準に該当する事業者の登録

県では、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等に関して、国が作成する登録実施要領等に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、あわせて登録事業者に特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体的な地位や義務等を明示するとしています。

市は、国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者を登録することについて、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

エ 接種体制の整備

(ア) 特定接種

市は、特定接種の対象となり得る職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を整備します。

登録事業者は、企業内診療所又は接種を行う地域の医療機関とあらかじめ発生時に接種に協力する旨の協定を結ぶ等により、接種体制を整備することとなっています。

(イ) 住民接種

市は、県等の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき、市内居住者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の整備を図ります。このことについては、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

また、円滑な接種の実施のために、定期的予防接種等で実施している「佐賀県予防接種広域化事業」などを活用するなど、本市以外の市町村における接種を可能にします。

なお、他自治体からの転入者、他自治体への転出者についても、円滑に実施可能となるよう、国又は県は、技術的な支援を行うこととしています。

オ 情報提供

県では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して、国が行う情報提供に協力し、県民の理解促進を図るとしてしています。

市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に提供します。

(5) 医療

ア 診療継続計画の作成

市は、鳥栖市休日救急医療センターにおいて、診療継続計画を作成します。

イ 県の対策への協力

市は、県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜協力します。

【県が行う医療に関する対策等】

(ア) 医療体制の構築

新型インフルエンザ等の発生に備えて、医療の具体的な方策を、県が設置する「鳥栖三養基地区健康危機管理対策委員会」で検討します。

(6) 市民生活及び経済活動の安定

ア 要援護者への生活支援

市は、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携しながら、要援護者の把握とともにその具体的手続きを整備していきます。

(ア) 体制の整備等

- ・市は、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進めます。

以下の例を参考として、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿をもとに、各地域の状況に応じて要援護者を決定します。

- ①一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
- ②障害者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- ③障害者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市町村等からの情報を正しく

理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者

④その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）

- ・新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、市は、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を整備します。
- ・市は、要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討していきます。

（イ）物資の備蓄³⁰

市は、自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行っておきます。

イ 遺体の火葬・安置

（ア）火葬能力等の把握

市は、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など、一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力します。

（イ）関係機関等との調整

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう関係機関と調整を行うものとします。

ウ ライフラインの維持（上下水道、ごみ処理等）

（ア）業務継続計画の策定

市は、上下水道、ごみ処理等の市民生活の維持に不可欠な機能が継続できるよう、業務継続計画を策定します。

エ 緊急保育の実施

（ア）緊急保育計画の策定

市は、県の要請に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施や社会機能の維持のため、自宅保育等の対応ができない保護者の保育におけるセーフティネット（いわゆる「緊急保育」）

³⁰ 特措法第10条

の体制を整備するために、下記の項目について検討を行い、緊急保育計画を策定します。

なお、緊急保育の対象について、基本的には関係事業者等³¹において、新型インフルエンザ等対策業務に従事する保護者の児童とします。

- ①緊急保育の対象者の特定
- ②あらかじめ指定した「公立保育所等」での保育の実施
- ③病院内保育施設を活用した保育の実施

³¹ 指定（地方）公共機関（特措法第2条第6号、第7号）、特定接種の登録事業者（特措法第28条第1項第1号）、警察、消防、登録事業者と同様の業務を担う地方自治体の職務

2 発生疑い期=====

〔概要〕

ア 状態

- ・海外での新型インフルエンザ等の発生疑いが生じた状態

イ 目的

- ・新型インフルエンザ等発生に備えて対策の確認を行う。
- ・国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

ウ 対策の考え方

- ・新型インフルエンザ等発生の確率が高いことから、発生に備えて、その後の対策の確認・準備を行う。
- ・新型インフルエンザ等に関する情報の集約を行う組織を立ち上げて、国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

(1) 実施体制

市は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、国、県、国際機関等からの情報を集約し、組織内外との情報共有を図るとともに、推進会議において発生後の対策の検討を行います。

(2) 情報提供・共有

市は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、実施する各対策の確認を行います。

(3) 感染予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

市は、県と連携し、市民に対して未発生期に引き続き、発生時に国、県、市が実施する対策等についての情報を発信し、市民の関心を高め、併せて実施する対策への理解と協力を要請します。

さらに、市民に不要な不安や混乱が生じることのないよう特に留意した上で、「新型インフルエンザ等発生疑い事案」についての必要な情報を提供します。

【個人に対して周知する情報】（発生疑い期に新たに情報提供するもの）

- ①発生疑い事案を含む新型インフルエンザ等についての正確な情報
- ②外務省による渡航関連情報等に基づく、新型インフルエンザ等疑い事例発生国の情報提供及び不要不急の渡航自粛の要請
- ③新型インフルエンザ等対応の医療機関（帰国者・接触者外来）及び受診時の注意
- ④新型インフルエンザ等県内発生時における救急車両の安易な利用の自粛の啓発
- ⑤国内発生時の事業者のサービス水準低下許容の呼びかけ

(4) 予防接種

市は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、実施する各対策の確認を行います。

(5) 医療

市は、県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜協力します。

【県が行う医療に関する対策等（発生疑い期に新たに対策を行うもの）】

(ア) 医療提供体制の確認

新型インフルエンザ等の海外発生に備えて、最新の利用可能病床数、各地区（医療圏）で

構築する医療体制の確認を行います。

(6) 市民生活及び経済活動の安定

市は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、実施する各対策の確認を行います。

3 海外発生期=====

〔概要〕

ア 状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

イ 目的

- ・国は、新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・国内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ・市民生活及び経済活動の安定のための準備、予防接種の準備等、国内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

WHOが新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表など海外において新型インフルエンザ等の発生又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した³²場合には、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は特措法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置し、公表することとなっています³³。

県は、国が政府対策本部を設置した場合には、直ちに県対策本部を設置することとしています。

市は、国、県、国際機関等からの情報を集約し、組織内外との情報共有を図るとともに、推進会議において国内発生後の対策の検討を行います。

(2) 情報提供・共有

ア 体制整備等

市は、発生疑い期に引き続き、新型インフルエンザ等の国内発生に備えて、実施する各対策の確認を行います。

また、地域における対策の中心となる県や関係機関等とメールや電話を活用するほか、責任者間のホットラインを設けるなど、緊急に情報を提供できる体制を整備します。

イ 相談窓口の設置

市は、県等からの要請に応じ、国・県から配布されるQ & A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努めます。

ウ 情報提供

- ・市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努めます。
- ・市は、県と連携し、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じることとします。
- ・市は、県と連携し、ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、県コールセンターや帰国者・接触者外来に関する情報を提供します。

(3) 感染予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

市は、県と連携し、市民に対して、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発

³² 感染症法第44条の2第1項、第44条の6第1項

³³ 特措法第15条第1項及び第2項、第16条第1項

生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について情報を提供します。また、発生時に国、県、市の実施する対策等への協力要請等についての情報を積極的に発信します。

【個人に対して周知する情報】（海外発生期に新たに情報提供するもの）

① 新型インフルエンザ等の海外発生についての情報

- ・ 発生状況（発生国・地域の名称等）
- ・ 確定診断の状況
- ・ 健康被害の状況
- ・ 国内への流入の危険性の評価

② 新型インフルエンザに対する感染予防・まん延防止対策の周知徹底

- ・ 基本的な感染対策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等）の勧奨
- ・ 緊急事態宣言がなされた場合の不要不急の外出自粛要請
- ・ 緊急事態宣言がなされた場合の公共交通機関の不要不急の利用抑制
- ・ 緊急事態宣言がなされた場合の住民予防接種の実施

③ 緊急事態宣言がなされている場合の施設の使用制限の要請等の実施内容の周知

④ 外務省による渡航関連情報等に基づく、新型インフルエンザ等疑い事例発生国、発生国及び流行地域の状況及び不要不急の渡航自粛の要請

イ 多数の者が利用する施設への情報提供

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所その他多数の者が利用する施設に対し、新型インフルエンザ等の感染対策の実施に必要な情報を提供するとともに、施設の使用制限要請等の感染予防・まん延防止等対策の周知を行います。

ウ 施設の使用制限等への対応の準備要請

県内に緊急事態宣言がなされ、県が地域を指定して市民の外出自粛要請を行うこと、積極的に当該地域の全ての学校・保育所・通所社会福祉施設等の使用制限要請を行うことについて、市は、県からの要請に基づき、各施設に再度周知し、必要な準備を行います。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し必要な準備を行うよう要請します。

エ 感染予防・まん延防止対策の実施準備

市は、県の勧奨に基づき、多数の人が利用する施設が、新型インフルエンザ等の流行中に事

業活動を継続するにあたり、国の基本的対処方針をもとに新型インフルエンザ等の発生時に各施設において十分な感染予防・まん延防止等対策が行えるよう必要な準備を行います。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し必要な準備を行うよう勧奨します。

【事業活動継続時に想定される感染予防・まん延防止対策】

- ①従業員や訪問者、利用者等が常に2メートル以上の距離にあり、互いの接触・接近を防止する等、新型インフルエンザ等の感染防止のための入場者の整理
- ②従業員や訪問者、利用者等に対し、発熱等の症状がある場合の入場の禁止及びその事前の周知
- ③入口等に手指の消毒設備の設置
- ④突発的に感染が疑われる訪問者、利用者等が来場した場合にも、十分な感染防止策を講じることができる体制の整備

オ 地域保育計画に基づく対応の準備

市は、県からの要請に基づき、新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、保育所の継続的運営が確保されるように、休園保育所を地域で相互補完するための地域の保育計画に基づく対応の準備を行います。

カ 通所施設における保護者等への情報提供・準備要請

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所・社会福祉施設等の通所施設において、一時的に休業を実施することについての必要性や、育児・介護のために就労できない状況が生じることについて、保護者・家族の理解を得るよう努めるとともに、一時的な休業中の子ども・利用者の感染予防に配慮した家庭での過ごし方等について、あらかじめ家庭で話し合うことを保護者・家族に提案します。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し保護者等への情報提供や提案を行うよう要請します。

キ 学校、保育所、社会福祉施設等における集団感染発生時の報告準備の要請

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所・社会福祉施設等の施設内で集団感染が発生したときに、速やかに県現地対策本部に報告（施設別発生報告）を行えるよう準備します。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し準備するよう要請します。

ク 市立施設の閉鎖や市主催イベントの中止検討

市は、新型インフルエンザ等の県内発生に備えて、市立施設の閉鎖及び市主催のイベント・集会の中止を検討します。

(4) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

市は、県等と連携し、プレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集することに努めます。

イ ワクチンの供給

県では、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、供給量について国が作成する計画³⁴やワクチンの流通管理に関する情報を収集するとともに、国の要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を整備するとしています。

市は、県や国等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の整備に役立てます。

ウ 接種体制

(ア) 特定接種

市は、県等と連携し、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行います。また、県等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います³⁵。

(イ) 住民接種

市は、県等と連携し、特措法第 46 条の規定に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種に関する準備を行います。

また、国の要請を受けて、全市民が速やかに接種できるよう、「第二章 基本方針」に基づき、具体的な接種体制の整備を進めます。

エ 情報提供

市は、県等と連携し、市民に対し、国が行うワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力します。

³⁴ 備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いるとされ、また、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いるとされています。

³⁵ 特措法第 28 条

(5) 医療

ア 県の対策への協力

市は、県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜協力します。

【県が行う医療に関する対策等（海外発生期に新たに対策を行うもの）】

(ア) 医療提供体制の確認

新型インフルエンザ等の国内発生に備えて、最新の利用可能病床数、各地区（医療圏）で構築する医療体制の確認を行います。

(6) 市民生活及び経済活動の安定

ア 要援護者への連絡

新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡します。

イ 遺体の火葬・安置

(ア) 施設・人員の確保要請への対応

市は、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとします。併せて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進めます。

ウ ライフラインの維持（上下水道、ごみ処理等）

(ア) 業務継続計画に基づく対応の準備

市は、上下水道、ごみ処理等の市民生活の維持に不可欠な機能が最低限継続できるよう、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

エ 緊急保育の実施

(ア) 緊急保育計画に基づく対応の準備

市は、県からの要請に基づき、社会機能の維持のため自宅保育等の対応ができない保護者（関係事業者等において新型インフルエンザ等対策に従事する者）の保育におけるセーフティネット（いわゆる「緊急保育」）の体制を整備するために再度確認します。

4 国内発生早期 =====

〔概要〕

ア 状態

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内（隣県含む）で発生がない状態

イ 目的

- ・県内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染予防・まん延防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行う。
- ・市民生活及び経済活動の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

市は、国、県、国際機関等からの情報を集約し、組織内外との情報共有を図るとともに、推進会議において県内発生後の対策の検討を行います。

緊急事態宣言がなされている時

ア 市対策本部の設置

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言³⁶を行うとともに、基本的対処方針を示すこととしています。

市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置します³⁷。

(2) 情報提供・共有

ア 体制整備等

市は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の県内発生に備えて、実施する各対策の検討を行います。

なお、緊急事態宣言がなされ、市対策本部を設置している場合は、市対策本部において検討を行います。

イ 相談窓口等の体制充実・強化

市は、県等からの要請に従い、国・県から配布される Q&A の改訂版等を受けて対応し、相談窓口等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行います。

³⁶ 特措法第 32 条

① 新型インフルエンザ等が世界の何れかの場所で発生した場合、海外の症例や WHO の判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われます。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、国は緊急事態宣言を行うか否かの判断を求められることとなりますが、その時点ではある程度の症例等の知見の集積が得られていることが通常考えられます。そのため、緊急事態宣言の要件である特措法第 32 条第 1 項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる場合とし（特措法施行令第 6 条第 1 項）、その運用に当たって海外及び国内の臨床例等の知見を集積し、それらに基づき、国の基本的対処方針等諮問委員会で評価するとされています。

② 特措法第 32 条第 1 項の新型インフルエンザ等の「全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合、又は上記のほか、患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足る正当な理由がある場合とし（特措法施行令第 6 条第 2 項）、その運用に当たって感染症法第 15 条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価されます。

※ 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行います。

³⁷ 特措法第 34 条第 1 項

ウ 情報提供

市は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努めます。

(3) 感染予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

市は、県と連携し、市民に対して、発生時に国、県、市の実施する対策等への協力要請等についての情報を積極的に発信します。

【個人に対して周知する情報】(国内発生早期に新たに情報提供するもの)

① 新型インフルエンザ等の国内発生についての正確な情報

- ・ 発生状況
- ・ 発生地域
- ・ 確定診断の状況
- ・ 健康被害の状況

② 新型インフルエンザに対する感染予防・まん延防止対策の周知徹底

- ・ J R、航空機、路線バス等公共交通機関利用時や不特定多数の人が集まる閉鎖空間利用時、集会等各種行事への参加時のマスク着用励行の呼びかけ

③ 救急車両の安易な利用の自粛の徹底

④ 国内発生地域等の情報提供及び不要不急の旅行等の自粛要請

⑤ 食料・生活必需品の継続的な備蓄に関する勧奨

⑥ その他市や県が実施する対策の周知と協力要請

イ 多数の者が利用する施設への情報提供

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所その他多数の者が利用する施設に対し、新型インフルエンザ等の感染対策に必要な情報を提供するとともに、施設の使用制限要請等の感染予防・まん延防止等対策の周知を行います。

ウ 施設の使用制限等への対応の準備要請

県内に緊急事態宣言がなされ、県が地域を指定して市民の外出自粛要請を行うこと、積極的に当該地域の全ての学校・保育所・通所社会福祉施設等の使用制限要請を行うことについて、市は、県からの要請に基づき、各施設に再度周知し、必要な準備を行います。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し必要

な準備を行うよう要請します。

エ 感染予防・まん延防止対策の実施準備

市は、県の勧奨に基づき、多数の人が利用する施設が、新型インフルエンザ等の流行中に事業活動を継続するにあたり、国の基本的対処方針をもとに新型インフルエンザ等の発生時に各施設において十分な感染予防・まん延防止等対策が行えるよう必要な準備を行います。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し必要な準備を行うよう要請します。

【事業活動継続時に想定される感染予防・まん延防止対策】

- ①従業員や訪問者、利用者等が常に2メートル以上の距離にあり、互いの接触・接近を防止する等、新型インフルエンザ等の感染防止のための入場者の整理
- ②従業員や訪問者、利用者等に対し、発熱等の症状がある場合の入場の禁止及びその事前の周知
- ③入口等に手指の消毒設備の設置
- ④突発的に感染が疑われる訪問者、利用者等が来場した場合にも、十分な感染防止策を講じることができる体制の整備

オ 地域保育計画に基づく対応の準備

市は、県からの要請に基づき、新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、保育所の継続的運営が確保されるように、休園保育所を地域で相互補完するための地域の保育計画に基づく対応の準備を行います。

カ 通所施設における保護者等への情報提供・準備要請

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所・社会福祉施設等の通所施設において、一時的に休業を実施することについての必要性や、育児・介護のために就労できない状況が生じることについて、保護者・家族の理解を得るよう努めるとともに、一時的な休業中の子ども・利用者の感染予防に配慮した家庭での過ごし方等について、あらかじめ家庭で話し合うことを保護者・家族に提案します。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し保護者等への情報提供や提案を行うよう要請します。

キ 学校、保育所、社会福祉施設等における集団感染発生時の報告準備

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所・社会福祉施設等の施設内で集団感染が発生し

たときに、速やかに県現地対策本部に報告（施設別発生報告）を行えるよう準備します。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し準備するよう要請します。

ク 市立施設の閉鎖や市主催イベントの中止検討

市は、新型インフルエンザ等の県内発生に備えて、市立施設の閉鎖及び市主催のイベント・集会の中止を検討します。

(4) 予防接種

ア ワクチンの供給

県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行うとしています。

市は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の整備に役立てます。

イ 特定接種

市は、県等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

ウ 住民接種

- ・市は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認します。
- ・市は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始します。
- ・市は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始します。
- ・市は、接種の実施に当たり、県等と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、「第二章 基本方針」に基づく接種体制をとることとします。

エ モニタリング

市は、ワクチン接種を終了した段階で、国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握します。

緊急事態宣言がなされている時

ア 臨時の予防接種の実施

市は、市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(5) 医療

ア 県の対策への協力

市は、県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜協力します。

【県が行う医療に関する対策等（国内発生早期に新たに対策を行うもの）】

(ア) 医療提供体制の確認

新型インフルエンザ等の県内発生に備えて、最新の利用可能病床数、各地区（医療圏）で構築する医療体制の確認を行います。

(イ) 医療機関による電話診療の準備

県は、医師会等を通じ、全医療機関に対して、「電話診療」の準備を要請するとともに、電話診療が利用できる患者への事前登録の周知に努めるとしてしています。

緊急事態宣言がなされている時

ア 臨時医療施設の設備準備の検討への協力

県は、県内において緊急事態宣言がなされているときを想定し、臨時医療施設の設置整備の検討を行うとしてしています。

市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

(6) 市民生活及び経済活動の安定

ア 要援護者等への連絡

新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡します。

イ 遺体の火葬・安置

(ア) 施設・人員の確保要請への対応

市は、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとし、併せて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進めます。

ウ ライフラインの維持（上下水道、ごみ処理等）

(ア) 業務継続計画に基づく対応の準備

市は、上下水道、ごみ処理等の市民生活の維持に不可欠な機能が継続できるよう、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

緊急事態宣言がなされている時

ア 水の安定的な供給³⁸

水道事業者である市は、業務継続計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

エ 生活関連物資の価格の安定等

緊急事態宣言がなされている時

ア 生活関連物資の価格の調査・監視

市は、市民生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して、供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

³⁸ 特措法第 52 条

オ 緊急保育の実施

(ア) 緊急保育計画に基づく対応の準備

市は、県からの要請に基づき、社会機能の維持のため自宅保育等の対応ができない保護者（関係事業者等において新型インフルエンザ等対策に従事する者）の保育におけるセーフティネット（いわゆる「緊急保育」）の体制を整備するために再度確認します。

5 県内発生早期 =====

〔概要〕

ア 状態

- ・ 県内（隣県含む）で新型インフルエンザ等が発生した状態。

イ 目的

- ・ 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・ 患者に適切な医療を提供する。
- ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・ 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染予防・まん延防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染予防・まん延防止策等をとる。
- ・ 医療体制や感染予防・まん延防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な提供を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- ・ 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び経済活動の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

市は、国、県、国際機関等からの情報を集約し、組織内外との情報共有を図るとともに、推進会議において今後の対策の検討を行います。

緊急事態宣言がなされている時

ア 市対策本部の設置

市は、速やかに市対策本部を設置します。

(2) 情報提供・共有

ア 体制整備等

市は引き続き、実施する各対策の検討を行います。

なお、緊急事態宣言がなされ、市対策本部を設置している場合は、市対策本部において検討を行います。

イ 相談窓口等の体制充実・強化

市は、県等からの要請に従い、国・県から配布される Q&A の改訂版等を受けて対応し、相談窓口等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行います。

ウ 情報提供

市は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努めます。また、県内及び近隣自治体の新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等についても情報提供します。

新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有します。

(3) 感染予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

市は、県と連携し、市民に対して、発生時に国、県、市の実施する対策等への協力要請等についての情報を積極的に発信します。

【個人に対して周知する情報】（県内発生早期に新たに情報提供するもの）

① 新型インフルエンザ等の県内発生についての正確な情報

- ・ 発生状況
- ・ 発生地域
- ・ 確定診断の状況
- ・ 健康被害の状況

イ 多数の者が利用する施設への情報提供

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所その他多数の者が利用する施設に対し、新型インフルエンザ等の感染対策の最新の情報を提供するとともに、施設の使用制限要請等の感染予防・まん延防止等対策の周知を行います。

ウ 感染予防・まん延防止対策の実施

市は、県の勧奨に基づき、多数の人が利用する施設が、新型インフルエンザ等の流行中に事業活動を継続するにあたり、国の基本的対処方針をもとに各施設において十分な感染予防・まん延防止等対策を行います。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し対策を行うよう勧奨します。

【事業活動継続時に想定される感染予防・まん延防止対策】

- ① 従業員や訪問者、利用者等が常に2メートル以上の距離にあり、互いの接触・接近を防止する等、新型インフルエンザ等の感染防止のための入場者の整理
- ② 従業員や訪問者、利用者等に対し、発熱等の症状がある場合の入場の禁止及びその事前の周知
- ③ 入口等に手指の消毒設備の場所を設置する
- ④ 突発的に感染が疑われる訪問者、利用者等が来場した場合にも、十分な感染防止策を講じることができる体制を整備する

エ 学校等の県内発生時の臨時休業の指示・要請

市は、県からの要請に基づき、ウイルス等の病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に実施するとともに、学校、保育施設等に通

う患者は一定期間自宅待機（出席停止）とします。

なお、学校の臨時休業は、対策解除後にかえって患者数が増加する等のリスクがあることに留意して、休業期間経過後の延長ないし対策について、的確に評価を行い、判断することとします。

オ 臨時休業時の児童・生徒等の状況把握

市は、県からの要請に基づき、あらかじめ整備した児童・生徒等の家庭との連絡体制を活用し、臨時休業中の児童・生徒等の健康状態や家庭状況について把握を行い、県対策本部（文教対策部）へ情報を提供します。

カ 地域保育計画に基づく対応

市は、県からの要請に基づき、新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、保育所の継続的運営が確保されるように、休園保育所を地域で相互補完するための地域の保育計画に基づく対応を行います。

キ 学校、保育所、社会福祉施設等における集団感染発生時の報告

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所・社会福祉施設等の施設内で集団感染が発生したときに、速やかに県現地対策本部に報告（施設別発生報告）を行います。

市は、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し報告等の対応を行うよう要請します。

ク 市立施設の閉鎖や市主催イベントの中止検討

市は、必要に応じて、市立施設を閉鎖するとともに、市主催のイベント・集会を中止します。

なお、市立施設の閉鎖や市主催のイベントの中止をしない場合は、必要な感染予防・まん延防止対策をとるものとします。

緊急事態宣言がなされている時

ア 市民への不要不急の外出自粛要請の周知

県が、特措法第45条第1項の規定に基づき、国の基本的対処方針に沿って、県民に対し、潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことその他の感染防止に必要な協力を要請した場合は、市は、それに協力して市民にその旨を周知します。

※「生活の維持に必要な場合」…具体的には、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など生活の維持のために必要な場合を指します。

イ 市民への施設の使用制限要請・指示内容の周知

県が、特措法第45条第2項の規定に基づき、施設の使用制限の要請・指示を行ったときは、要請等が行われたことを知らないままに、要請等がなされた施設に来訪することがないように、その旨を公表するとしていますので、市は、それに協力して市民にその旨を周知します。

ウ 市民への公共交通機関の不要不急の利用抑制要請

公共交通機関については、市民生活及び経済活動の安定の観点から施設の使用制限の対象とはなっていませんが、適切な運送を図る観点から、市は県と連携し、以下の呼びかけを行います。

- ①当該感染症の症状のある者が乗車しないこと
- ②マスク着用等咳エチケットの徹底
- ③時差出勤や自転車等の活用等による不要不急の利用の抑制

エ 県による施設の使用制限要請・指示への対応

県が、特措法第45条第1項の規定に基づき、市内に市民の不要不急の外出自粛を要請した場合には、市に対し、速やかに同条第2項の規定に基づく学校・保育所・社会福祉施設等の施設の使用制限を県が要請するとともに、必要に応じて同条第3項の規定に基づく施設の使用制限を指示するとしていますので、市は、県の要請・指示に基づき、指定された期間の市立の対象施設の使用を原則休止します。

オ 通所施設における保護者等への情報提供・協力要請

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所・社会福祉施設等において、一時的に休

業を実施することについての必要性や、育児・介護のために就労できない状況が生じる
ことについて、あらためて保護者・家族の理解を得るように努め、施設の使用制限の期
間中は、できる限り自宅や親族等の自助による保育・介護を行うよう要請します。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対
し情報提供や呼びかけを行うよう要請します。

カ 市立施設の閉鎖や市主催イベントの原則中止

市は、市立施設を閉鎖するとともに、市主催のイベント・集会を原則中止します。

キ 学校行事の延期等の実施等

市は、感染予防・まん延防止の観点から、多数の人間が集まる学校行事の延期等を必
要に応じて実施します。仮に、市が自主的な判断により行事を実施しようとする場合に
は、必要な感染予防・まん延防止対策を講じます。

(4) 予防接種

ア ワクチンの供給

県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行うと
しています。

市は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の整備に役立てます。

イ 特定接種

市は、県等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員等の対象者に対して、集団的な
接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

ウ 住民接種

- ・市は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新
型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認します。
- ・市は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を
得て、住民接種を開始します。
- ・市は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始します。
- ・市は、接種の実施に当たり、県等と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、「第二章 基
本方針」に基づく接種体制をとることとします。

エ モニタリング

市は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握

します。

緊急事態宣言がなされている時

ア 臨時の予防接種の実施

市は、市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(5) 医療

ア 県の対策への協力

市は、県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜協力します。

【県が行う医療に関する対策等（県内発生早期に新たに対策を行うもの）】

(ア) 医療提供体制の確認

新型インフルエンザ等の感染拡大に備えて、最新の利用可能病床数、各地区（医療圏）で構築する医療体制の確認を行います。

(6) 市民生活及び経済活動の安定

ア 要援護者への生活支援

(ア) 要援護者の生活支援

- ・市は、要援護者対策を実施します。
- ・市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、市民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行います。
- ・新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

緊急事態宣言がなされている時

ア 国からの要請への対応

市は、国からの要請を受け、引き続き在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

イ 遺体の火葬・安置

(ア) 資材の配布

市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、市内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整します。

なお、非透過性納体袋については、県が、病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付することとしています。

(イ) 円滑な火葬の実施

市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うこととします。

ウ ライフラインの維持（上下水道、ごみ処理等）

(ア) 業務継続計画に基づく対応

市は、上下水道、ごみ処理等の市民生活の維持に不可欠な機能が継続できるよう、業務継続計画に基づく対応を行います。

(イ) 市民への使用量等の削減呼びかけ

市は、電気・ガス等のライフライン供給機能やごみ・し尿処理機能の低下が予想される場合は、県と協力し、市民に対して関連事業者の運営状況等の情報を提供し、できるだけ供給機能に負担が生じないよう積極的に使用や排出の削減対策に取り組むよう呼びかけます。

緊急事態宣言がなされている時

ア 水の安定的な供給

水道事業者である市は、業務継続計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

エ 生活関連物資の価格の安定等

緊急事態宣言がなされている時

ア 生活関連物資の価格の調査・監視

市は、市民生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

オ 緊急保育の実施

(ア) 緊急保育計画に基づく対応の準備

市は、県からの要請に基づき、社会機能の維持のため自宅保育等の対応ができない保護者（関係事業者等において新型インフルエンザ等対策に従事する者）の保育におけるセーフティネット（いわゆる「緊急保育」）の体制を整備するために再度確認します。

緊急事態宣言がなされている時

ア 「緊急保育」の実施

市は、県からの要請に基づき、保育所施設の使用制限の実施と時期を合わせて、保護者（関係事業者等において新型インフルエンザ等対策に従事する者）が社会機能の維持のため、自宅保育等の対応ができない児童に対する保育のセーフティネット（いわゆる「緊急保育」）を実施します。

6 県内感染期 = = = = =

〔概要〕

ア 状態

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなってから、流行が終息するまでの状態

イ 目的

- ・ 医療体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

ウ 対策の考え方

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染予防・まん延防止策から被害軽減に切り替える。
- ・ 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染予防・まん延防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- ・ 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

市は、国、県、国際機関等からの情報を集約し、組織内外との情報共有を図るとともに、推進会議において今後の対策の検討を行います。

緊急事態宣言がなされている時

ア 市対策本部の設置

市は、速やかに市対策本部を設置します。

(2) 情報提供・共有

ア 体制整備等

市は引き続き、実施する各対策の検討を行います。

なお、緊急事態宣言がなされ、市対策本部を設置している場合は、市対策本部において検討を行います。

イ 相談窓口等の体制充実・強化

市は、県等からの要請に従い、国・県から配布される Q&A の改訂版等を受けて対応し、相談窓口等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行います。

ウ 情報提供

市は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努めます。また、県内及び近隣自治体の新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等についても情報提供します。

新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有します。

(3) 感染予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

市は、県と連携し、市民に対して、発生時に国、県、市の実施する対策等への協力要請等についての情報を積極的に発信します。

【個人に対して周知する情報】

① 新型インフルエンザ等の県内発生についての正確な情報

- ・ 発生状況
- ・ 発生地域
- ・ 確定診断の状況
- ・ 健康被害の状況

イ 多数の者が利用する施設への情報提供

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所その他多数の者が利用する施設に対し、新型インフルエンザ等の感染対策の実施に資する目安等最新の情報を提供するとともに、施設の使用制限要請等の感染予防・まん延防止等対策の周知を行います。

ウ 感染予防・まん延防止対策の実施

市は、県の勧奨に基づき、多数の人が利用する施設が、新型インフルエンザ等の流行中に事業活動を継続するにあたり、国の基本的対処方針をもとに各施設において十分な感染予防・まん延防止等対策を行います。

【事業活動継続時に想定される感染予防・まん延防止対策】

- ① 従業員や訪問者、利用者等が常に2メートル以上の距離にあり、互いの接触・接近を防止する等、新型インフルエンザ等の感染防止のための入場者の整理
- ② 従業員や訪問者、利用者等に対し、発熱等の症状がある場合の入場の禁止及びその事前の周知
- ③ 入口等に手指の消毒設備の場所を設置する
- ④ 突発的に感染が疑われる訪問者、利用者等が来場した場合にも、十分な感染防止策を講じることができる体制を整備する

エ 学校等の県内発生時の臨時休業の指示・要請

市は、県からの要請に基づき、ウイルス等の病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に実施するとともに、学校、保育施設等に通う患者は一定期間自宅待機（出席停止）とします。

なお、学校の臨時休業は、対策解除後にかえって患者数が増加する等のリスクがあることに

留意して、休業期間経過後の延長ないし対策について、的確に評価を行い、判断することとします。

オ 臨時休業時の児童・生徒等の状況把握

市は、県からの要請に基づき、あらかじめ整備した児童・生徒等の家庭との連絡体制を活用し、臨時休業中の児童・生徒等の健康状態や家庭状況について把握を行い、県対策本部（文教対策部）へ情報を提供します。

カ 地域保育計画に基づく対応

市は、県からの要請に基づき、新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、保育所の継続的運営が確保されるように、休園保育所を地域で相互補完するための地域の保育計画に基づく対応を行います。

キ 学校、保育所、社会福祉施設等における集団感染発生時の報告

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所・社会福祉施設等の施設内で集団感染が発生したときに、速やかに県現地対策本部に報告（施設別発生報告）を行います。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し報告等の対応を行うよう要請します。

ク 市立施設の閉鎖や市主催イベントの中止検討

市は、必要に応じて、市立施設を閉鎖するとともに、市主催のイベント・集会を中止します。

なお、市立施設の閉鎖や市主催のイベントの中止をしない場合は、必要な感染予防・まん延防止対策をとります。

緊急事態宣言がなされている時

ア 市民への不要不急の外出自粛要請の周知

県が、特措法第45条第1項の規定に基づき、国の基本的対処方針に沿って、県民に対し、潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことその他の感染防止に必要な協力を要請した場合は、市は、それに協力して市民にその旨を周知します。

※「生活の維持に必要な場合」…具体的には、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など生活の維持のために必要な場合を指します。

イ 市民への施設の使用制限要請・指示内容の周知

県が、特措法第45条第2項の規定に基づき、施設の使用制限の要請・指示を行ったときは、要請等が行われたことを知らないままに、要請等がなされた施設に来訪することがないように、その旨を公表するとしていますので、市は、それに協力して市民にその旨を周知します。

ウ 市民への公共交通機関の不要不急の利用抑制要請

公共交通機関については、市民生活及び経済活動の安定の観点から施設の使用制限の対象とはなっていませんが、適切な運送を図る観点から、以下の呼びかけを行います。

- ①当該感染症の症状のある者が乗車しないこと
- ②マスク着用等咳エチケットの徹底
- ③時差出勤や自転車等の活用等による不要不急の利用の抑制

エ 県による施設の使用制限要請・指示への対応

県が、特措法第45条第1項の規定に基づき、市内に市民の不要不急の外出自粛を要請した場合には、市に対し、速やかに同条第2項の規定に基づく学校・保育所・社会福祉施設等の施設の使用制限を県が要請するとともに、必要に応じて同条第3項の規定に基づく施設の使用制限を指示するので、市は、県の要請・指示に基づき、指定された期間の、市立の対象施設の使用を原則休止します。

オ 通所施設における保護者等への情報提供・協力要請

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所・社会福祉施設等において、一時的に休業を実施することについての必要性や、育児・介護のために就労できない状況が生じる

ことについて、あらためて保護者・家族の理解を得るように努め、施設の使用制限の期間中は、できる限り自宅や親族等の自助による保育・介護を行うよう要請します。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し情報提供や呼びかけを行うよう要請します。

カ 市立施設の閉鎖や市主催イベントの原則中止

市は、市立施設を閉鎖するとともに、市主催のイベント・集会を原則中止します。

キ 学校行事の延期等の実施等

市は、感染予防・まん延防止の観点から、多数の人間が集まる学校行事の延期等を必要に応じて実施します。市が、自主的な判断により行事を実施しようとする場合には、必要な感染予防・まん延防止対策を講じます。

(4) 予防接種

ア ワクチンの供給

県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行うとされています。

市は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の整備に役立てます。

イ 特定接種

市は、県等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

ウ 住民接種

- ・市は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認します。
- ・市は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始します。
- ・市は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始します。
- ・市は、接種の実施に当たり、県等と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、「第二章 基本方針」に基づく接種体制をとることとします。

エ モニタリング

市は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握します。

緊急事態宣言がなされている時

ア 臨時の予防接種の実施

市は、市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(5) 医療

ア 県の対策への協力

市は、県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜協力します。

【県が行う医療に関する対策等（県内感染期に新たに対策を行うもの）】

(ア) 第一種・第二種感染症指定医療機関及び入院協力医療機関への要請

新型インフルエンザ等専用外来の設置及び入院医療を行うこととなっています。

また、入院治療は重症患者のみとし、外来や入院する医療機関を診療科別及び重症度別に定めた「診療科別重症度別医療体制」での対応を行うこととなっています。

この際に、新型インフルエンザ等の重症患者の入院が優先的に行われるよう、医療機関の空床把握や情報提供に努めることとなっています。

(イ) 医療従事者の休養等

医師会等を通じた県からの要請に基づき、医療従事者等の肉体的及び精神的状況について配慮し、医療機関において、必要と認めるものには休暇を与えることとなっています。看取りや遺体安置に関わる医療従事者等については、特に県内感染期では循環配置を行うこととなっています。

(ウ) 医療機関による電話診療の要請

医師会等を通じ、全医療機関に対して、新型インフルエンザ等の軽症患者に対する「電話診療」への対応を要請することとなっています。

イ 患者への呼びかけ

市は、県からの要請に基づき適宜協力し、すべての疾患において、可能な範囲で不要不急の受診を控えるように患者に対して呼びかけます。

緊急事態宣言がなされている時

ア 臨時医療施設の開設・運営への協力

全医療機関での診療対応や定員超過入院、重症者以外の自宅療養などの対策を最大限に行った上でも、新型インフルエンザ等の患者数が増加し医療が不足する事態となった場合、県は、臨時医療施設を開設し、新型インフルエンザ等患者に対し医療を提供することとなっています。

市は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜協力します。

(6) 市民生活及び経済活動の安定

ア 要援護者への生活支援

(ア) 要援護者の生活支援

- ・市は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、市民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行います。
- ・市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

緊急事態宣言がなされている時

ア 国からの要請への対応

市は、国からの要請を受け、引き続き在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

イ 遺体の火葬・安置

(ア) 資材の確保

市は、県と連携して、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行います。

(イ) 円滑な火葬の実施

市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう

努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。

緊急事態宣言がなされている時

ア 火葬場の稼働要請への対応

市は、国から県を通じ行われる要請に基づき、火葬場の管理運營業務委託業者に対し、可能な限り火葬炉を稼働できる職員体制の整備を要請し、火葬場における使用燃料の備蓄量を増強します。

イ 遺体を安置する施設の確保

市は、国から県を通じ行われる要請を受け、引き続き臨時遺体安置所等を確保します。

ウ 県の行う事務の代行

市は、県が、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、県が行うこととなっている下記の事務の一部を行います。

- ①死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮します。
- ②その際、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとします。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討します。

エ 埋火葬の許可の特例³⁹

埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行います。

³⁹ 特措法第 56 条

ウ ライフラインの維持（上下水道、ごみ処理等）

（ア）事業継続計画に基づく対応

市は、上下水道、ごみ処理等の市民生活の維持に不可欠な機能が継続できるよう、業務継続計画に基づく対応を行います。

（イ）市民への使用量等の削減呼びかけ

市は、電気・ガス等のライフライン供給機能やごみ・し尿処理機能の低下が予想される場合は、県と協力し、市民に対して関連事業者の運営状況等の情報を提供し、できるだけ供給機能に負担が生じないよう積極的に使用や排出の削減対策に取り組むよう呼びかけます。

緊急事態宣言がなされている時

ア 水の安定的な供給

水道事業者である市は、業務継続計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

エ 生活関連物資の価格の安定等

緊急事態宣言がなされている時

ア 生活関連物資の価格の調査・監視

市は、市民生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います⁴⁰。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、適切な措置を講じます。

⁴⁰ 特措法第 59 条

オ 緊急保育の実施

(ア) 緊急保育計画に基づく対応の準備

市は、県からの要請に基づき、社会機能の維持のため自宅保育等の対応ができない保護者（関係事業者等において新型インフルエンザ等対策に従事する者）の保育におけるセーフティネット（いわゆる「緊急保育」）の体制を整備するために再度確認します。

緊急事態宣言がなされている時

ア 「緊急保育」の実施

市は、県からの要請に基づき、保育所施設の使用制限の実施と時期を合わせて、保護者（関係事業者等において新型インフルエンザ等対策に従事する者）が社会機能の維持のため、自宅保育等の対応ができない児童に対する保育のセーフティネット（いわゆる「緊急保育」）を実施します。

7 小康期 =====

〔概要〕

ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

イ 目的

- ・ 市民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

ウ 対策の考え方

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

市は、国・県等の動向を確認の上、組織内外との情報共有を図り、推進会議において今後の対策の検討を行います。

緊急事態解除宣言がなされた時

ア 市対策本部の廃止

国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示することとし、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言⁴¹を行い、国会に報告することとなっています。

また、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新型インフルエンザ等に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し公示する⁴²こととしています。

市は、緊急事態解除宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を廃止します⁴³。

(2) 情報提供・共有

ア 相談窓口等の体制の縮小

市は、県等からの要請に基づき、相談窓口等の体制を縮小します。

(3) 感染予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

市は、県と連携し、市民に対して、新型インフルエンザ等に関する情報及び再燃した場合の国・県・市の実施する対策及び対策への協力要請等についての情報を積極的に発信します。

⁴¹ 国は、小康期に限らず、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行います。

⁴² 特措法第 21 条

⁴³ 特措法第 37 条

【個人に対して周知する情報】

- ①新型インフルエンザ等についての正確な情報
- ②県コールセンター（専用回線 TEL 0120-82-1025）の周知
- ③新型インフルエンザ等対応の医療機関受診時の注意
- ④新型インフルエンザ等に対する感染予防・まん延防止対策の徹底
- ⑤第二波に備え、食料・生活必需品の備蓄に関する勧奨
- ⑥その他必要な情報の提供

(4) 予防接種

ア 新臨時予防接種の実施

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時予防接種を行います。

緊急事態宣言がなされている時

ア 臨時の予防接種の実施

市は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(5) 医療

ア 県の対策への協力

市は、県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜協力します。

【県が行う医療に関する対策等（小康期に新たに対策を行うもの）】

(ア) 医療従事者の休養等

医師会等を通じた県からの要請に基づき、医療従事者等の肉体的及び精神的状況について配慮し、医療機関において、必要と認めるものには休暇を与えることとしています。

(イ) 臨時医療施設の閉鎖

緊急事態宣言が解除された場合、又は今後当分の間、患者数の推移が地域における医療のキャパシティの範囲内に収まると認められる場合は、臨時医療施設で療養する新型インフル

エンザ等患者は医療機関に転院させ、又は可能であれば自宅での療養を促すなどして順次閉鎖していくこととなっています。

(6) 市民生活及び経済活動の安定

ア 要援護者への生活支援

(ア) 要援護者の生活支援の継続

市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

緊急事態宣言がなされている時

ア 対策の縮小・中止

市は、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

●用語解説●

「アジアインフルエンザ」

1957年に中国で流行が始まり世界中に感染が広がった、A/H2N2 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザ。スペインインフルエンザよりも低い致死率だったが、世界で200万人以上の死者が推定されている。

「インフルエンザ」

インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。）

「疫学調査」

感染症の原因究明と流行状況の把握のために行う、患者や関係者などからの情報収集を含む一連の調査。

「家きん」

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行令では、高病原性鳥インフルエンザの対象家畜に、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を指定。

「感染症指定医療機関」

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関のことであり、新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する。

佐賀県には、第一種感染症指定医療機関（一類感染症の患者の入院を担当する医療機関）として1医療機関（地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館）、第二種感染症指定医療機関（二類感染症の患者の入院を担当する医療機関）として5医療機関（平成26年8月19日現在）（国立病院機構東佐賀病院、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館、唐津赤十字病院、伊万里有田共立病院、国立病院機構嬉野医療センター）が佐賀県知事から指定されている。

「感染症病床」

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者を入院させるための病床である。

「感染率」

ある集団の一定期間内における新規患者発生数／その期間における平均人口

「帰国者・接触者外来」

発生病からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

「空気感染（飛沫核感染）」

患者の咳やくしゃみなどによって空気中でた飛沫の水分が蒸発した飛沫（エアロゾル）が、飛沫核（直径 5 μ m以下）となって長期間空気中に浮遊し、それを吸い込むことで感染すること。代表的なものには、結核、麻しん、水痘などがある。

「経口感染」

病原微生物によって汚染された水や食品を介して感染をしたり、患者の排便処理の後の手洗いの不備などで、食品や物が汚染されたりして、その食品や物から感染をすること。代表的なものには、腸管出血性大腸菌、赤痢菌、サルモネラ属菌などがある。

「抗インフルエンザウイルス薬（抗ウイルス薬）」

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤である。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。ノイラミニダーゼ阻害剤の抗インフルエンザウイルス薬としては、オセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）の他、ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）、ラニナミビルオクタン酸エステル水和物（商品名：イナビル）、ペラミビル水和物（商品名：ラビアクタ）といった薬がある。

「高病原性鳥インフルエンザ」

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれる、ヒトのインフルエンザとは別のA型インフルエンザの感染症のこと。

鳥インフルエンザの中には高病原性鳥インフルエンザウイルスがあり、家きんに対する病原性の強さによって、強毒タイプと弱毒タイプに分類されている。ニワトリが強毒タイプのウイルスに感染すると、その多くが死亡する。一方、ニワトリが弱毒タイプのウイルスに感染すると、症状が出ない場合もあれば、咳や粗い呼吸などの軽い呼吸器症状が出たり産卵率が下がったりする場合もある。

近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められており、その感染は、鳥インフルエンザにかかった鳥の羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、その鳥のフンや内臓に触れてウイルスに感染された手から鼻へウイルスが入るなど、ヒトの体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれに感染することが報告されている。

「再興型インフルエンザ」

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

「指定（地方）公共機関」

特措法第 3 条第 5 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する公共的事業を営む法人で、国又は都道府県知事が指定するもの。

医薬品又は医療機器の製造又は販売や、電気、ガス、運輸、通信などの公共的事業を営む法人は、その社会的責務を有しており、他の事業者とは異なり、危機時においてその本来的業務を通じて特別の社会的責務を果たすことが期待される。

「集中型医療」

県内患者発生の遅延を目的に、県内の感染症指定医療機関（5 医療機関）を中心に、帰国者・接触者外来及び感染症病床等で新型インフルエンザが疑われる患者への診療・入院治療を実施する体制。患者数の規模や必要に応じて入院協力医療機関で対応を行うことも想定。

「新型インフルエンザ」

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとされています。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがあります。

「新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009」

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」とされている。

「新感染症」

感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

「診療科別重症度別診療体制」

新型インフルエンザ患者の重症度に応じて、小児科、産科、腎透析診療、循環器・呼吸器疾患の診療科別に「外来診療施設」、「中等症例入院施設」、「重症例入院施設」に分けて対応・協力する診療医療体制。

「新臨時接種」

予防接種法第6条第3項に基づく臨時予防接種。インフルエンザ（H1N1）2009のような、臨時の予防接種が実施されうる状況ではあるが、疾病に罹患した場合の病状の程度が重篤でないと認められる場合に、公権力による勧奨は行わないものの、対象者に接種の努力義務をかけずに予防接種を行う仕組み。

「スペインインフルエンザ」

1918年から1919年にかけて流行したA/H1N1亜型のウイルスを病原体とする新型インフルエンザ。全世界で人口の25～30%が発症し、4,000万人が死亡したと推計されている。スペインインフルエンザでは、3回の流行の波があり、今後、発生が予想される新型インフルエンザも同様に流行の波があると考えられている。

「咳エチケット」

感染症を他人につぎさないように心がける次のようなマナーのこと。新型インフルエンザ対策では、個人予防と共に、感染拡大の阻止のために重要である。

- ①咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。
- ②呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。
- ③咳をしている人はマスクをする、又はマスクの着用を促す。マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられている。（一方、健常人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意が必要。）
- ④マスクの着用は説明書をよく読んで、なるべく顔に密着するように正しく着用する。

「接触感染」

感染源に直接接触した手や体によって引き起こす直接接触感染と汚染された媒介無生物（汚染機具、汚染リネンなど）を介して起こる感染接触感染とがある。

「WHO」

世界保健機関。World Health Organizationの略で、健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的とされた国際連合（国連）の専門機関。1948年に設立され、本部はジュネーブにある。

「致死率」

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

「定員超過入院」

医療法施行規則第 10 条ただし書きに基づき、定員を超過して患者を入院させること。

「特定接種」

特措法第 28 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種。

備蓄しているプレパンドミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているワクチンの有効性が低い場合は、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

「鳥インフルエンザ」

一般に鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、まれに鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られているとされている。また、人から人への感染は極めてまれであり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

「入院協力医療機関」

感染拡大時、パンデミック時に発熱外来及び重症の入院患者を受け入れることに同意のあった、公的医療機関を中心にした次の医療機関。

- ① 県内の第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関
- ② 医療法に定める公的医療機関（自治体病院、日赤、済生会病院等）
- ③（独）国立病院機構、（独）国立大学法人、（独）労働者健康福祉機構における医療機関
- ④ その他の医療機関

「パンデミック」

感染症の世界的大流行。ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

「パンデミックワクチン」

パンデミックが実際に発生した際に、ヒトーヒト感染を生じたウイルス又はこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチン。

「飛沫感染」

患者が咳やくしゃみをした時のしぶきに含まれる病原微生物を、周囲の人が吸い込み感染すること。この場合、空気感染と異なり、しぶきの届く範囲に限られ、病原微生物が長時間空気中に漂うことはない。代表的なものにはインフルエンザ、SARSなどの呼吸器感染症がある。

「プレパンデミックワクチン」

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

「ワクチン」

疫病の原因となるウイルスや細菌そのもの、もしくはその構成成分や産生する毒素を、弱毒化又は無毒化した製剤のこと。体に接種することで起こる、生体防御反応（免疫応答）を利用し、感染症を予防するために用いる。

～参考図書～

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

平成 25 年 6 月 7 日用語集

佐賀県新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 1 月 31 日用語解説

【資料 1】鳥栖市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、鳥栖市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

- 2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- 3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、本市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

【資料 2】 鳥栖市新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び策定後の計画的推進のため、鳥栖市新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画の策定、変更等に関すること。
- (2) その他新型インフルエンザ等対策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充て会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に委員を任命することができる。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、健康増進課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表

総務部長

企画政策部長

健康福祉みらい部長

市民環境部長

経済部長

建設部長

教育次長

上下水道局長

総務課長

情報政策課長

社会福祉課長

こども育成課長

環境対策課長

学校教育課長

事業課長

鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 11 月

発行：鳥栖市

編集：鳥栖市健康福祉みらい部健康増進課

〒841-0037

佐賀県鳥栖市本町 3 丁目 1496 番地 1

電 話 0942-85-3650

F A X 0942-85-3652

e-mail kenkou@city.tosu.lg.jp
